

令和 7 年 定 例 第 1 回 市 議 会 会 議 録 (第 4 日)

令和 7 年 3 月 18 日 午前 9 時 30 分 定 例 第 1 回 市 議 会 を み や ま 市 役 所 議 場 に 招 集 し た。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 卷 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 藺 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 晋治	係 長	高野 志乃扶
参 与	田中 裕樹	書 記	大木 新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松嶋 盛人	総務課長	平川 貞雄
副 市 長	森田 泰平	企画振興課長	坂本 生治
教 育 長	待鳥 博人	総合政策課長	村越 公貞
総務部長	城戸 邦宏	財政課長	大坪 康春
保健福祉部長兼 福祉事務所長	松藤 典子	福祉課長兼 福祉事務所副所長	野田 英一
市民部長兼 市民課長	山田 利長	子ども子育て課長	田中 聡美
環境経済部長兼 環境政策課長	木村 勝幸	農林水産課長	猿本 邦博
建設都市部長	甲斐田 裕士	商工観光課長	相地 智輝
教 育 部 長	堤 則勝	学校教育課長	松尾 郁代
消 防 長	北嶋 俊治	上下水道課長	松尾 秀勝

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 同意第6号 教育委員会教育長の任命について
- (2) 議案第1号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第2号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第3号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第4号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- (6) 議案第 5 号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第 6 号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第 7 号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第 8 号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第 9 号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第10号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第11号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第12号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第13号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第14号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第15号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- (17) 議案第16号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (18) 議案第17号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (19) 議案第18号 みやま市道路線の廃止について
- (20) 議案第19号 みやま市道路線の認定について
- (21) 議案第24号 令和 7 年度みやま市一般会計予算
- (22) 議案第25号 令和 7 年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (23) 議案第26号 令和 7 年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (24) 議案第27号 令和 7 年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (25) 議案第28号 令和 7 年度みやま市用地特別会計予算
- (26) 議案第29号 令和 7 年度みやま市水道事業会計予算
- (27) 議案第30号 令和 7 年度みやま市下水道事業会計予算

(28) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第1号 議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算に対する附帯決議
- (2) 発議第2号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 発議第3号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時35分 開議

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 同意第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．同意第6号 教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を求めます。
松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、同意第6号の提案理由の説明を申し上げます。

同意第6号 教育委員会教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、待鳥博人氏の任期が令和7年3月31日で満了するのに伴い、新たに藤岡育代氏をみやま市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

藤岡氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方だと考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容

及び自己の意見を述べることをお願いをいたします。

それでは、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第6号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第6号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号 教育委員会教育長の任命につきましては同意することと決定をいたしました。

ここで一旦議事を中断し、同意した人事案件につきまして、該当者のほうから挨拶を受けていきたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午前9時39分 休憩

午前9時41分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じまして、会議を再開してまいります。

日程第2 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第２．議案第１号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。
吉原総務常任委員会委員長お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第１号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月13日、城戸総務部長、大石行政委員会事務局長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例中で引用する地方自治法の規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第１号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第１号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条

例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第３ 議案第２号

○議長（牛嶋利三君）

日程第３．議案第２号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。
吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

次に、議案第２号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月13日、城戸総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、関連する２つの条例の改正をするものです。

改正の主な内容は、超過勤務の免除対象となる子の範囲を「３歳未満の子」から「小学校就学前の子」まで拡大することや、仕事と介護の両立支援制度に関する制度の周知強化など、利用しやすい勤務環境の整備を図るものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第２号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第２号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第４ 議案第３号

○議長（牛嶋利三君）

日程第４．議案第３号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

次に、議案第３号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月13日、城戸総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、大規模災害等の被災地において、救助活動等の危険を伴う業務に従事する職員への特殊勤務手当の支給に関し、国家公務員、警察職員及び他の地方公共団体に属する職員との処遇面での均衡を図るため、条例を改正するものです。

具体的な改正内容につきましては、避難指示エリア等の危険な区域を含む苛酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事する職員に対する特殊勤務手当の支給について、手当の種類に「災害応急作業等手当」を加え、従事した日１日につき2,160円を超えない範囲で手当を支給するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第4号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。
吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

次に、議案第4号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、城戸総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市行政機構の見直しに伴い、関係する条例に所要の改正を行うもので、主な内容としては、より効率的・戦略的に業務を遂行するため、新たに企画部を創設することや、総務部内に地域・防災課を新設するものです。

その他、所管課名の変更に伴う所要の改正など、3つの条例について改正を行うものです。
委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第5号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。
吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

次に、議案第5号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、山田市民部長、河野税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会

室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により福岡県が算定した令和7年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定に係る税率などを改正するものです。

医療給付費分について所得割額の率を7.74%に、被保険者均等割額を29,194円に、世帯別平等割額を29,293円に。後期高齢者支援金分につきましては所得割額の率を2.83%に、被保険者均等割額を10,563円に、世帯別平等割額を10,599円に、介護納付金分を2.35%に、被保険者均等割額を10,750円に、世帯別平等割額を8,236円に改めるものです。

また、こうした算定基礎額の改正に伴い、低所得者に対する税の減額等につきましても同様に改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7．議案第6号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第6号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、堤教育部長、河野教育総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、瀬高中学校と東山中学校の2中学校を統合し、新設校として「みやま中学校」を設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

現在の2校を閉校し、新たな中学校を設置することから、別表第2の瀬高中学校及び東山中学校の項を統合し「みやま中学校」とし、学校の位置は現在の瀬高中学校の住所「瀬高町下庄1885番地」とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案第7号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第7号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、松藤保健福祉部長、田中子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例に所要の改正を行うものです。

改正の主な内容といたしましては、国の家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準が改正され、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対する食事提供の特例の要件として、栄養士の配置等から栄養士免許を有しない管理栄養士を該当規定に追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第9 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第8号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業建設常任委員長報告を申し上げます。

議案第8号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、木村環境経済部長、相地商工観光課長及び関係課長補佐等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、宿泊施設の設置事業者に対する奨励措置の拡充等を行い、指定区域内における宿泊施設の誘致を促進するため、所要の改正を行うものでございます。

指定区域について、現行の規定に、市の都市計画に関する基本的な方針に掲げる「沿道型商業地」を追加し、宿泊施設の誘致を促進する区域を拡張しております。

また、奨励措置について、現行で規定する固定資産税の5年間の課税免除に加えて、6年目から10年目までの間を、税率2分の1の不均一課税とし、併せて指定区域内の均衡化を図

るため、下水道使用料の減免規定を削除しております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第9号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第9号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、甲斐田建設都市部長、石橋都市計画課長及び関係課長補佐等に

出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市定住促進住宅山川団地の共益費及び駐車場使用料の徴収について、定住促進住宅の共益費及び駐車場使用料について、みやま市営住宅の端数処理方法に合わせるため、条例の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第10号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第10号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、松尾上下水道課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、地方自治法の改正に伴い、条例中で引用する地方自治法の条文が繰り下がるため、条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日については、改正法の公布の日から2年6か月を超えない範囲で政令で定められるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日となっております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第11号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第11号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、水道法施行令の改正により、条例で定めている布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改める必要があるため、所要の改正を行うものです。また、水道法施行規則で定められている資格要件について、みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程で定めていた要件も併せて条例にて定める改正を行うものです。

改正の内容は、資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、下水道等に関する実務経験を含めるほか、学歴及び学科要件に土木工学科や土木科以外の課程の追加、また、小規模事業者における技術上の実務経験年数の見直し等を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第12号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第12号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、下水道法施行令の改正に伴い、条例中で引用する文言について改める必要があるため、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、公共下水道または流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めているところについて、今般、簡便な大腸菌の培養技術が確立され、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから、基準を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第13号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第13号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第13号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、浄化槽設置に係る手続の効率化を図るため、条例を改正するものです。

改正の内容については、申請手続が煩雑であるとの声が寄せられていることから、重複している手続の見直しを行い、工事計画に関する規定を削除し、土地の立入り及び無償使用に関する規定を新設するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第15 議案第14号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第14号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。
吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

議案第14号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、北嶋消防長及び宮本総務課長、関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、条例の改正をするものです。

改正内容については、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分を追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16 議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第15号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

議案第15号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、城戸総務部長及び平川総務課長、関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、福岡県市町村職員退職手当組合を構成する団体のうち、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、規約の改正が必要となったので、地方自治法第290条の規定により改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

そしたら、ここで暫時休憩をいたします。再開時間は45分にします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、会議を再開してまいります。

日程第17 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第16号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

議案第16号 工事請負契約の変更契約の締結について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、令和6年臨時第1回市議会で可決した産業団地造成工事（一工区）について、当該工事請負契約に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものです。

建設発生土の受入れ土量が減少したことに伴い、購入土を増量する必要が生じたこと、また、防火水槽の設置部において地下水の湧き水対策として地盤改良を実施する必要が生じたこと等により、請負金額を18,641,700円増額し、総額4,002,953,100円とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

先ほど委員長報告がございましたが、これは議決事項の案件で変更を出されてあります。当然ながら所管の委員会では検討されたと思いますが、お尋ねしたいんですが、今、変更理由の中で議決して着工されましたが、その工事途中で変更されてあります。そういった分について、所管の委員会に随時説明があったのか、それをお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

先ほどの質問に答えます。

変更のとき、私たちには説明は事前にあっておりません。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

この討論は9番前原武美君から反対討論の申出がっておりますので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

まず、反対討論を行ってください。9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

討論通告書を提出しておりましたとおり、ただいまより議案第16号 工事請負契約の変更契約の締結について反対の討論をいたします。ただし、この企業誘致事業に対しては私は大いに賛成でございます。立派に仕上がっていることはここで冒頭申しまして、ただ、本議案に対しての反対討論をただいまから行っていきます。

この提案時につきまして私も質疑をいたしました。当初、この契約議案のときには、先ほど委員長も報告されましたが、国より無料で盛土材をもらい、安価な工事となるということで、努力されてこの設計に当たられて議会も承認したところでございます。ところが、承認した後に、現地の工事が始められた中で、我々が議決した事項と変わったような工事がなされておったわけです。それに対して、議会側から執行部に求めたところ、先ほど委員長も報告がありましたように、当初は国から無料で頂ける分がもらえなくなった、そのことによって購入するということになった。先ほどありましたように、1工事18,000千円、あとの議案第17号を含めたところで約37,000千円近くの増額になるということで、これについては事前の調査不足ということではないかというふうに思います。

そのことにつきましては、現地を造り上げるには必要かもしれませんが、先ほど申しましたように、委員長にも私が質疑しましたように、そういった議決事項案件でこういった事

業の体制、説明が事前にあったのかということで今委員長に尋ねました。しかし、あっていないということで、私がここに言うておりますように、今から申しますこと、皆さんのタブレットにありますように、総合市民センター建設工事調査特別委員会が皆さんのタブレットに入っております。これを今から申し上げますと、これについては総合市民センター建設がなされたときに起きた案件、設計、工事いろんな部分でもう皆さん御存じのとおりでございますが、これに対して議会がこういった分についてはこのままではいけないということで、市民センターの建設の調査とともに、今後の大型建設事業に対する議会からの調査結果の提言を申し上げました。

ここに8項目提言しておりますが、全てではございません。今回の工事に該当する分を申し上げたいと思っております。

提言書の中の1番でございますが、当初設計段階において、国からもらう盛土がもらえることが可能かどうかの事前調査が現地調査もなされてなく、そして、それを設計に上げられて安価になったということについては、私はそれは通るのかなというふうに思っておるところでございます。

提言の2番目でございますが、これにつきましては入札等の執行部のことでございますので、これはいずれどこかの中で話をさせていただきたいと思います。

3番につきましては、現地を私は度々見させていただいて、先日も行きまして、現地は完成しておるようでございますが、立派に出来上がっております。ここで言いますように、出来栄を含めてという分ですと、検査を後されると思いますが、あそこの現地を見ますと立派に出来上がるとるもので、これは問題ないと思っておりますが、次の4番目でございます。

先ほど申しましたように、市民センターの建設中の議会に対する説明、市民に対する説明があまりにもなされていなかったものでいろんな問題が生じたということで、議会側からここに提言しております。読み上げます。

工事の進捗と所管委員会に対する説明は、資料に基づき、正確な説明を心がけることと提言しておりますが、先ほど言いましたように、議会承認を得るときは、国から無料で頂きますと。しかし、実際はもらえないから購入するという分は、今言います4番の説明を心がけることはなくして現地は入ってあったということなんです。

次の5番でございますが、5番についても、今現在は業務の複雑化、いろんな部分で外部

のコンサルさんに出されてあるのは多少仕方がないかなと思いますが、ただ、ここに書いております組織内でも専門的知見を持ってある方がおられるわけですから、事前確認したけど、そういった分の合議がなされていないという分も含めたところで、私はここでお話をしているところでございます。そういった知見を持ってある方、職員さんの中に多くおられます。そういったところで合議をすれば、こういった問題が多少解決されたかなというふうに思っておるところです。

そういった分を踏まえて、ここにありますように、最後には当時の荒巻委員長が、以上の見解が今後の行政事務に反映されるよう執行部に提言しましたと提言しているわけですね。市長に議会側から提言しとるんですよ。でしょう。それを今回ここにありますように、それがなされていない。まして今日、議案として議決事項なんですよ。ここにですね。紙じゃないんですよ。提言しとるんですよ。ですから、私はこの携帯にこれを入れております。度々見ます。

そういった分を含めて、現在、このみやま市のMIYAMAX大型建設事業につきまして、今学校の統廃合があっております。この産業団地の誘致事業、いろんな事業、いいことをされてあります。そして、ほかにも、昨日もありましたが、昨日も大型事業2か年、今言います高田小学校の統合2か年、産業団地2か年、それで昨日の分も2か年、こういう大型事業をされてあるわけですね。しかしながら、先ほど言いますように説明はあっていないじゃないですか。

じゃ、この提言はどうなるんですか。ずっと聞きよりますと、今後このようなことがないようにということを度々聞きますが、そういうことがないように提言しているんですよ。ですから、私はここであえて申し上げるんでございますが、私どもの議会が慎重審議してこうやって提言しております。それに対してこういったふうな先ほど申しましたようなこと、ほかの事業もございますが、こういったことをされたら我々の議会の役割はどうなるのかというふうに考えるところでございます。

それと最後に、趣旨を申し上げますが、やはり事前調査はいろんなことをされて、今回の分でも一緒ですが、最後に予算審査特別委員会の報告をさせていただくんですが、やはりこういった分は最少の経費で最大の効果が得られるようにという分はあるわけですね、毎年毎年申し上げているじゃないですか。そういった中で十分検討されて、そして、合議をいただいけませんか。ですから、私はこうやって提言しとる、こういった意味か。どうしよう

もないですよ。市民の方にも申し訳ないですよ。

そういった意味で、私は今回は今後の分も含めて、ここで注意を行う意味で警鐘を鳴らすということで、私はこの議案に対して反対を申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、前原議員の反対討論に対する討論はございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、討論なしということで、これで討論を終わります。

それでは、議案第16号をこれより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第16号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり可決をされました。

日程第18 議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第17号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第17号 工事請負契約の変更契約の締結について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、令和6年臨時第1回市議会で可決した産業団地造成工事（二工区）について、当該工事請負契約に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものです。

建設発生土の受入れ土量が減少したことに伴い、購入土を増量する必要が生じたこと、また、資材運搬車両の混雑による事故を防止する観点から交通誘導員を配置したこと等により、請負金額を18,422,800円増額し、総額292,372,300円とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。前原武美君。

○９番（前原武美君）

先ほどの16号の部分でもお尋ねしましたが、これと同じ工事箇所でございますので、先ほど申しましたように、事前説明等の説明があったのかどうかをここでまた再度確認させてください。

○議長（牛嶋利三君）

中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

先ほど言いましたように、16号と一緒に事前に説明はあっておりません。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。９番前原武美君から、16号と一緒にございますけれども、この契約締結についても反対討論の申出がっておりますので、暫時休憩をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて、会議を再開してもらいます。

まず、反対討論を９番前原武美君から行っていただきます。よろしくお願いいたします。

○９番（前原武美君）

先ほどの16号と同じでございますが、討論通告をしておりました分に対しまして反対討論を行ってまいります。

中身は16号と同じでございます。ただ、私が言いたいのは、先ほど言いますように、議会からこういった慎重審議して検討して提言を申し上げております。そういった分をする中

で、先ほど申しましたように、この産業団地、そして、現在も進めてあります2か年にわたる大型事業、これについてを我々は提言しているんですよ。しかし、昨日も議会の全員協議会の中でありましたが、全く説明もあっていない。じゃ、提言は何なのかと。今進められている統合小学校、そしてもう一つ、焼却場の解体、全くあっていないじゃないですか。じゃ、提言書は何なんですか。

そういった意味で、私はここで先ほど言いますように、何回やっても一緒なら反対して、提言書と一緒に議会で言って会議録に残すしかないという分でここに私は上げておるんですよ。警鐘を鳴らすという意味はおかしいかもしれません。しかし、皆さんのほうが十分それを分かっていたかにかいかわけですよ。そういった意味で私はここで述べておるわけですから、次から十分注意しますということはもう何回も言わなくて結構です。守ってください。そういった意味で、この17号につきましても反対と申し上げておきます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、次に賛成討論がある方は挙手をして討論していただきたいと思いますが、ございませんね。再度確認します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで討論を終わります。

それでは、これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第17号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり可決をされました。

日程第19 議案第18号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第18号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。

す。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第18号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものです。

産業団地造成に伴い、起点または終点が変更になる2路線について廃止するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号 みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第20 議案第19号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第19号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めま

す。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第19号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものです。

産業団地造成に伴い、起点や終点を整理し認定する2路線及び開発行為により宅地造成された道路の帰属を受けた2路線について、新たに市道路線として認定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第21～第27 議案第24号～議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算から日程第27. 議案第30号 令和7年度みやま市下水道事業会計予算までの7件を一括議題といたします。

本件につきましては予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。前原予算審査特別委員会委員長お願いいたします。

○予算審査特別委員会委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんこんにちは。それでは、ただいまより予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算から議案第30号 令和7年度みやま市下水道事業会計予算までの7件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が2月28日、3月6日、17日の3日間、分科会は3月11日、12日、13日、14日の4日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第24号 令和7年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては22,071,000千円となっております。前年度と比較して1,026,000千円の増、率にしましてプラス4.9%となっております。

令和7年度予算は、安全・安心のまちづくりを最重点政策と位置づけ、ワンヘルスの推進、子育て支援のさらなる充実、農林水産業や商工業の振興、脱炭素化社会実現に向けた取組、地域公共交通体系の見直しなど、未来へとつなぐ施策に投資をする予算となっております。

続いて、議案第25号から議案第28号までの4件の特別会計予算について申し上げます。

4つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ11,358,280千円とし、前年度対比270,548千円の増で、率にして2.4%の増となっております。

続いて、議案第29号 令和7年度みやま市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を522,460千円、支出の事業費用を494,160千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を201,901千円、支出を499,390千円と見込んでおり、収支不足額の297,489千円については、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

続いて、議案第30号 令和7年度みやま市下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を728,130千円、支出

の事業費用を718,124千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を572,572千円、支出を711,340千円と見込んでおり、収支不足額の138,768千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が令和7年度予算の概要でございます。

それでは、予算審査特別委員会の審査中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、全体的事項については、予算執行に当たっては、引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、税の徴収については、徴収率の向上に努めること。

次に、一般会計についてでございます。

地域公共交通については、予約制乗り合いタクシー実証運行の検証を十分に行い、市民の利便性向上につながるよう、新たな交通体系への見直しを早急に行うこと。

移住・定住については、各種施策が広く活用されるよう、効果的な情報発信を行い、さらなる定住促進に努めること。

ふるさと納税については、多様な新規返礼品の開拓を図るなど、企業版ふるさと納税も含めて大いに推進し、自主財源の確保に努めること。

地域こどもの生活支援強化事業については、計画的な予算執行に努めること。

塵芥処理に関する委託事業は、進捗に合わせて説明を行うこと。

有害鳥獣駆除対策については、被害の減少に向けた取組強化を図ること。

水門の電動化に伴う電気料金については、負担の適正化を図ること。

狭隘道路、通学路等の状況を把握し、その改善に向けて努力すること。

空き家対策については、さらなる取組を進めること。

学校給食事故に対する答申を受け、必要な予算は早急に計上すること。

中学校の35人学級をはじめ、学校内で必要とされる専門的な職員の確保に努めること。

中学校生徒が減少する中、部活動が活性化するよう策を講じること。

統合中学校の建設に当たっては、進捗状況に合わせ、説明を行うよう努めること。

次に、介護保険事業特別会計について。

元気な高齢者が増加するよう、介護予防教室をはじめ、予防事業を拡充すること。

次に、水道事業会計予算について。

漏水調査に努めるとともに、老朽化した水道管の更新を計画的に進めること。

次に、下水道事業会計予算について。

下水道施設の点検に努めること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第24号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第25号から30号までの6議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）まだ質疑です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行っていますが、まず議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算について討論を行います。（「動議」と呼ぶ者あり）中島一博君。

ここで暫時休憩いたします。休憩後の再開はブザーでお知らせいたします。

午前11時32分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

ただいま14番中島一博君より、議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算に対する修正の動議が提出をされました。これを執行部提出の原案と合わせて議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めてまいります。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）（登壇）

それでは、修正動議の説明をいたします。

議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算に対する減額修正について説明をいたします。

別紙を参照してください。タブレットに数字が載っておると思います。

第1条第1項中の22,071,000千円を22,031,194千円に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入、19款. 繰入金1,775,061千円を1,735,255千円に改め、2項. 基金繰入金1,775,009千円を1,735,203千円に改める。

歳入合計22,071,000千円を22,031,194千円に改める。

歳出、4款. 衛生費、総額1,515,401千円を1,475,595千円に改め、2項. 清掃費の1,041,280千円を1,001,474千円に改める。

歳出合計22,071,000千円を22,031,194千円に改める。

歳入歳出予算事項別明細書は、1. 総括、歳入、本年度予算額、19款. 繰入金1,775,061千円を1,735,255千円に、歳入合計22,071,000千円を22,031,194千円に改める。

歳出、4款. 衛生費、本年度予算額は1,515,401千円で、財源内訳の特定財源は国県支出金42,069千円、地方債29,400千円、その他156,175千円、一般財源1,287,757千円です。

衛生費、本年度予算額を1,475,595千円に改めるため、財源内訳の一般財源を1,247,951千円に改め、歳出合計22,071,000千円を22,031,194千円に改める。

以上です。

ただいま委員長報告があり、賛成多数で可決いたしました。所管の委員長として納得していません。再度、修正動議を提出いたします。

昨日、臨時全協で清掃センターの解体撤去工事についての説明がありました。専門家に詳しい議員が質疑をしていましたが、ほとんどの議員が分からなかったと思います。今日も議案第16号、17号の工事請負契約の変更契約の締結についても、同じ議員から反対討論、質疑がありましたが、全く一緒です。

予算審査特別委員会で昨日動議を出しても、反対討論もないし、所管の委員長として納得できません。今日はよく分からない議員さんは反対討論をしてください。

再度、ごみ収集運搬委託料について、私は市民に向かって呼びかけます。

令和7年度の清掃業者4業者のごみ収集運搬委託料の予算要求額が一致しています。松嶋市長は清掃業者と応接室で2月12日午後5時頃予算交渉に出席されています。談合じゃない

かと思わざるを得ない可能性があります。その疑いを解明されることを望みます。

令和7年度の予算要求額の一部を減額し、令和6年度の予算額と同額にさせていただくよう動議を提出いたします。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

修正動議ということでの説明がございましたが、これよりこの修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。黙っとったっちゃ分かんですよ。質疑はありませんか。（発言する者あり）質疑ないですかね。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

ないようですけれども、産建委員会の中で予算審議が行われたのを傍聴させていただきました。その中で、先ほど申されたごみ収集業者、あるいは粗大ごみ業者の分で、令和7年度予算でいけば、増額の分が不透明というような話だったのかなというふうに思いますけれども、その審議の中でお聞きしたいのが、産建委員会の中で、そういった4業者のごみ収集、あるいは粗大ごみの業者、その分でなぜ今回はその格差というか、増額が違ようなことがあったのかというような、そういった中の話はされたんですかね。その上で今回そういった話になったのか、そこをお聞かせ願いたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）（登壇）

今の質疑は業者からそういう話があったかという（「業者じゃなくて、予算審議の中で」「委員会の中での」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

この委員会で、最初の取っかかりは3月ぐらいからですね。それで、いろいろ委員会で審議をしていく中で、業者さんも来ていただいて、いろいろ委員会で協議いたしましたけど、こういう資料をもらっていますけど、私たちは市民の代表であって、執行部を監視する機関なんです。途中から行きよったら、予算に関連するようなことだから、委員会としては予算執行されたのを審議する立場だから、部課長に執行部と協議してくださいということで一応私たちはストップしておりました。それでいいですか。

その後、昨日も言いましたように、去年の暮れぐらいから、また業者さんが議長のほうに知り合いやったということいろいろお伺いに見えて、そこで私も何回かお会いしたんですけど、とにかく予算に関することだから、私たちが立ち入る立場じゃないんです。執行部が

今まで再三に協議していなかったから、多分1月29日が初めて市長と業者さんが会われたんじゃないかと思っております。それでいいですか。

○議長（牛嶋利三君）

再度お願いします。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

すみません、私が聞いている中身とですね。私が聞いているのは、そういった執行部と業者、そういった話じゃないんですよ。今回の予算の中で、増額に対する反対という立場でされたんですかということです。その中で私が聞いているのは、今回、4業者については昨年度並みということで増額が若干あっていますけれども、少ないと。それ以外について、かなり多くの増額があっているということで、その均衡を図るべきではないんでしょうかということをお前は聞いているんですよ。そういった議論は委員会の中ではされたんですか、そして、それが基に今回の修正動議というふうになったんですかと聞いているんですよ。そういったところが是正するのは議会の役目だというふうに思うんですよ。そういった趣旨をきっちりと私は言うべきではないかなと。

ただ、先ほど予算案の確定が2月どうのこうの部分、その前とそれ以降については執行部の話ですので、私たちはあくまで4月以降の予算について、これが適正かどうかということの判断が今回の議会の役目だというふうに思うんですよ。

ただ、その前のいろんな疑惑、疑義があったということは、そこは勘案していただきながら、分科会の中でそれを土台にしたということでよろしいんでしょうか。そこら辺を分かりやすく説明していただきたいというふうに思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）（登壇）

今数字は言えませんが、9業者ぐらいの一応来年度の予算案もここにいただいております。そこで、常任委員会でもいろいろ協議しながら、増減額で、一応要求して4業者は今度は削減をなさっています。それと、あと6業者、2業者に対してはびっくりするような金額が出ております。特にこの2業者におきましては令和6年度の1.8倍、そして、所管の事務方に聞きましたら、令和7年度の予算は昨年11月からお願いしとったんですが、明細は全く出ていないと。当初から出ていないような話を14日の日に聞いたわけなんです。

〔発 言 取 消〕

この辺で公平公正になっていないんじゃないかということで私は本日修正動議を出している。同じ委員会の中にも修正と分かれております。それで、私は委員長として納得がいけないから、所管の2名の委員と（発言する者あり）委員として修正動議を出しております。

○議長（牛嶋利三君）

はい。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

すみません。もう3回目でありますけれども、私はあくまでお聞きしたいのは、今回の予算案の分です。そういった分が、委員会の中で分科会の中でもかなり委員の皆さんでの温度差があったんじゃないかなというふうに感じます。ただ、本当にこの修正案を出された議員の思いが、それが事実なら大変なことだろうというふうに思うんですよ。

ただ、これが予算査定の中での前の情報だけということであれば、それはもちろん、いろんな事業の中で職員もなかなか分からないということであれば、事業者からこれについてどのくらいのお金が必要なんですかというのを、聞き取りはしないと分からんというふうに思うとですよ。ただ、それが本当に予算確定というふうには、そうではなかったんじゃないだろうかというように私は感じるんですよ。

ただ、今回初めて議会に提案された、それが予算案として出されているんじゃないかなと。その前のいろんな資料については、ただ単にその予算をつくるための準備資料というようなことではなかったのかなというふうに私は感じておりますので、ちょっとそこら辺の関係をもう一回もっと調査すべきではなかったのかなというふうに感想として思いますけれども、そこについて回答を求めるといってもなかなか難しいかなというふうに思いますので、私の今回の修正の中身についての感想を申し上げて終わっていきたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）（登壇）

すみません。私も、今回はある業者の方から相談があって、こういう中身まで執行部から求めて、いい勉強をしたと思っております。

それで、今年度の予算とか、来年度の予算も出ておりますけれども、合併当初からのあれも全部もらって、ともかく4業者に対しては、合併当初と令和6年度、3.5倍に金額が上昇しております。そういうのを込めて、当初予算に対しての修正動議でありますので、慎重審議して、委員会の中も迷っている方、ともかくこれに関しても本当に私の苦渋の選択で本日出しているような状況でございます。

皆さん分かりにくいと思いますが、分からない方はまた討論でよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は13時30分より再開したいと思います。

午後0時17分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（牛嶋利三君）

午前中の休憩を閉じて、午後からの会議を再開してまいりたいと思います。

ほかに質疑ございませんかね。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行ってまいります。

討論がある方、休憩中に議員控室のほうで説明しておりましたけれども、まず原案賛成者の方からですね。討論ありますか。瀬口健君。（発言する者あり）そうですね。暫時休憩しますね。瀬口議員のほうから討論ということで。暫時休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

それでは、この修正案に対しての原案賛成ということでの討論を上津原博君のほうから行ってください。

○10番（上津原 博君）

執行部原案について賛成討論をいたします。

今回の提案でありますけれども、今日昼前、特別委員会の委員長のほうからも報告があったように、各分科会が真剣に審議をした結果、今日の午前中の報告どおり、全体として賛成多数だったかもしれませんが、可決に至ったという経緯があります。よって、今回のこの24号議案については賛成という立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、修正案に賛成の議席番号の若いほうからいきますので、8番古賀義教君、討論を行ってください。

○8番（古賀義教君）

動議に対し、討論を行います。

今回の粗大ごみ関係などの予算について、令和6年度予算は2者で29,460千円に対し、令和7年度予算は53,184千円となっており、23,724千円の大幅な増額となっています。通常、このような膨大な予算の値上げはあり得ません。昨年度予算に比べて倍近い値上げになっているにもかかわらず、産業建設委員会以外の議員には全く説明があっていません。また、質問の機会もなく、今後、全議員による十分な吟味が必要です。

その産業建設委員会でも積算資料を見ながら2日間に及ぶ審議をしましたが、よく理解できるものではなく、近隣市の委託料の調査資料もありません。その積算資料は会議終了後に回収されましたが、市民に公表できないような値上げ理由では市民に説明ができません。議員は市民の代表です。議会は予算の不透明性をチェックする機関です。

〔発 言 取 消〕

私としては説明が不十分で納得できません。行政の予算の組み方としては乱暴過ぎます。また、今後の悪い前例をつくることになり、ほかの職員が苦勞するかもしれません。

過去において不備な点があったとしても、時間をかけて是正する必要があると思います。市民の大切な税金ですから、一度仕切り直しをして、時間をかけて審議する必要があります。予算は否決しても暫定で執行し、決算までに本当に必要な額を補正すれば済むことです。

よって、この動議に賛同するものです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、修正案に賛成者に対する討論。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

修正動議に賛成の立場で言わせていただきます。

つい先ほど、議案の16号、17号に対する反対討論、そして、昨日の清掃センター工事など予算計上やその執行に対し強く指摘がされておるところでございます。――

――〔発 言 取 消〕――
――
――

産業建設常任委員会では、この根拠となる資料を提出され説明をされておりますが、その後、マル秘だとして回収されております。なぜ根拠となるような資料がマル秘で回収されなきゃいけなかったのかと。正当な資料であれば、回収しなくても済むはずであり、この点が大きな疑問が生じるところでございます。

この欄は4款2項2目13節ですかね、約5億円の予算計上がされているところであり、納得できる説明があれば、それで済むところであります。

一部からは、昨日附帯決議が出るほど納得していない議員は少数ではないと承知をしていただきたい、執行部のほうにはですね。これが予算通過するかどうか分かりませんが、昨日も予算審査特別委員会では否決をされたところでございますけれども、何で修正動議が出るかということですよ。

そして、皆さんもよく御承知のことと思いますが、全体の予算を反対するわけではございません。この部分、この4款2項2目の件について、私たちに納得できる説明をよくし、検討してから、少し時間を取って再検討をしてくださいという意味で修正動議ということで私は賛成をしております。予算全体が反対ということではないということは議員さん全部御承知のとおりだと思います。

以上のことから、再度よく検討してからまたお示しいただきたい。議員としての御理解をいただいて修正動議に賛成すべきものと私は思っております。議員の皆さんも議員それぞれの立場で、議員は何たるもんかと、こんな5億円もするようところが曖昧な数字で、曖昧な理由で予算計上されているというのには当然納得がいかないと。これはほかの民間の方か

らも、私のほうにも本当に1名でございますが、指摘をされておるところでございます。議員さん方もよく修正動議に賛成されるべきと私は思っておりますので、御理解の上、よろしくお願ひしたいというところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに討論ございませんか。（「議長、議運のほうからよかですか」と呼ぶ者あり）10番 上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今、反対討論をされた中で、事実と反するような金額が私には聞き取れたので、そのことについて議運を開きたいというふうに思いますが、どうでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩します。

午後2時03分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

先ほど来、討論が展開されておりますが、8番古賀義教君、12番瀬口健君、14番中島一博君の発言のうち、不穏当と認められる部分については、議長におきまして、後刻、速記を調査の上、発言取消しの措置をすることにしたいというふうに考えております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。

それでは、後刻、速記を調査の上、発言取消しの措置をすることと決定をいたしました。

ほかに討論ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより議案第24号を採決いたします。

まず、本件に対しまして、14番中島一博君から提出をされた修正案について採決を行います。

この採決については起立によって行いたいと思いますので、修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立少数でございます。よって、修正案は否決をされました。

次に、執行部提案の原案について採決を行ってまいります。

この採決につきましても起立によって行ってまいります。

それでは、執行部提案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

予算審査特別委員会より、発議第1号 議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算に対する附帯決議が提出をされております。

お諮りいたします。発議第1号 議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算に対する附帯決議を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第1 発議第1号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第1号 議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算に対する附帯決議を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。柊嶋議会事務局長をお願いします。

○議会事務局長（柊嶋晋治君）（登壇）

それでは、朗読いたします。

〔朗読省略〕

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、提出者からの説明を求めてまいりたいと思います。前原予算審査特別委員会委員長お願いいたします。

○予算審査特別委員会委員長（前原武美君）（登壇）

それでは、発議第1号 議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算に対する附帯決議について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、先ほど原案可決された議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算において、じんかい処理に対する委託業務では大幅な予算の増加が見受けられることから、今後の予算計上についてしっかりと議会の意見が反映できるよう附帯決議を付するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第 1 号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第 1 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第 1 号 議案第24号 令和 7 年度みやま市一般会計予算に対する附帯決議は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第25号 令和 7 年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和 7 年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第26号 令和 7 年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和 7 年度みやま市後期高齢者医療特別会

計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第27号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第28号 令和7年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和7年度みやま市用地特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第29号 令和7年度みやま市水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和7年度みやま市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第30号 令和7年度みやま市下水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和7年度みやま市下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

お諮りをいたします。発議第2号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び発議第3号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 発議第2号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2．発議第2号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ここで提出議員の説明を求めます。10番上津原博君お願いします。

○10番（上津原 博君）（登壇）

改めましてこんにちは。発議第2号を提案いたします。

みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例中の引用条文を改める必要があるため、条例を改正するものでございます。

内容としましては、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定の整備を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

ここでお諮りをいたします。発議第2号は、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案どおり可決をされました。

追加日程第3 発議第3号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、追加日程第3. 発議第3号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

続きまして、提出議員の説明を求めてまいります。10番上津原博君お願いします。

○10番（上津原 博君）（登壇）

発議第3号の提案理由説明を行います。

発議第3号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、執行部による組織機構の見直しにより、今回新たに設置される企画部を総務常任委員会の所管として追加するため、条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います

います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより発議第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第3号は、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決をされました。

日程第28 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第28. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会から、目下委員会において調査中の事件につきまして、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、

調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

おかげさんで、これで本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和7年定例第1回市議会を閉会いたします。

午後2時59分 閉会

上記会議の次第は、梶嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利 三

みやま市議会議員 吉 原 政 宏

みやま市議会議員 古 賀 義 教